

第8回 学術・教育・研究委員会の概要

(学術部会常設委員会)

I 日 時 平成21年12月3日(木) 14:00～17:00

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	酒井 健夫	日本獣医師会理事・学術部会長
【副委員長】	内藤 善久	岩手県獣医師会副会長
【委員】	大橋 文人	日本獣医師会日本小動物獣医学会会長 (大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授)
	加茂前秀夫	日本獣医師会日本産業動物獣医学会会長 (東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授)
	熊谷 進	日本獣医師会日本獣医公衆衛生学会会長 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
	中尾 敏彦	日本獣医師会日本産業動物獣医学会副会長 (山口大学農学部教授)
	中舘 正吉	北海道獣医師会専務理事
	中山 裕之	日本獣医学会庶務担当理事 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)
	広瀬 修	千葉県獣医師会常務理事
	山田 英一	日本獣医師会日本小動物獣医学会副会長 (新潟県獣医師会副会長)
【本 会】	山根 義久 (会長)、大森 伸男 (専務理事)	ほか

IV 議 事

- 1 副委員長の選任 (協議)
- 2 日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直し検討の経過について (報告・説明)
- 3 公益法人制度改革等を踏まえた学会 (地区学会を含む) の組織と運営のあり方 (説明・協議)
- 4 その他

V 会議概要

開会にあたり山根会長から、「①新公益法人制度改革における日本獣医師会の公益目的事業として、学術部門が非常に大きな位置付けになる、②日本学術会議の新体制移行に伴い、本会学会が登録学術団体となるための制約が解除され、学会を含めた本会学術部

門も大きな変革を遂げる時期になった、③本会学会のあり方については、よりよい方向に向かっていくのではないかと期待しているので、よろしく検討の程をお願いしたい、④本委員会委員長は、部会運営規程により酒井担当職域理事が務めるが、副委員長については前委員会副委員長であった内藤委員に引き続きお願いしたい。」旨の挨拶が行われた。

挨拶のあと、事務局から委員の紹介が行われた。

1 副委員長の選任（協議）

委員の互選により、内藤善久委員が副委員長に選任された。

2 日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直し検討の経過について（報告・説明）

事務局から、資料に沿って報告・説明が行われ、主に次のような質疑応答等がなされた。

ア 委員から「中間取りまとめの中に、「部会」と「学会」の役割の案が具体的に示されているが、それぞれの学会のやる気と責任において独自に事業を行えるよう、学会の役割にもう少し自由な部分があってもいいのではないか。」との発言に対し、大森専務理事から「新公益法人制度改革の中で、日本獣医師会（以下「日獣」という。）の運営機関として「部会」と「学会」がそれぞれ明確に位置付けされていることから、あえて概念的に整理した程度のものであり、組織の規定上このような形で分けざるを得ない。しかし、ここに定義されている以外の活動が全くできないということではなく、当然、「部会」と「学会」の活動の中でオーバーラップする部分があるという理解をいただきたい。」と回答された。

イ 委員から「地区学会は日獣学会の下部組織という理解か。」との質疑に対し、大森専務理事から「日獣も地方獣医師会（以下「地方会」という。）もそれぞれ独立した法人として公益認定を目指すという中で、地区学会の事業主体を明確にする必要がある。日獣の学会は、日獣の組織であり、一方、日獣は、地区学会の運営を支援し、地区学会は地区を構成する地方会によって組織される。このような形にしないと地区学会が地方会の事業にならない。現実には地区学会は、担当地方会の事業、地区を構成する他の地方会が拠出金等を支出して共催という形で開催されているが、現在の学会会則等によると、地区学会という組織を無理に作り上げ、その学会が開催しているように見せかけている。地方会独自の事業として明確にしなければならない。」と回答された。

ウ 委員から「現在、地区獣医師会連合会という実態のない組織が存在しているが、実際に必要であるのか。」との質疑に対し、大森専務理事から「日獣の規程で地区制が規定されているが、枠組みを規定しているだけであり、実際の運営そのものは、輪番制で担当する地方会が行っている。地区獣医師会連合会の単位で地区学会とは別に地区大会を開催する地区もあり、大会についても地区学会同様に担当する地方会が主催し当該地区の獣医師会との共催により運営する公益事業として位置付けたらどうかと考えている。」と回答された。

エ 委員から「学会の組織及び事業運営の見直しの中に「学会に学会会長を置き、学会会長に学会の事業の運営を掌理させる」とあるが、今までは学術担当理事が部会と学会について理事会の場で報告しているが、今後、部会と学会を担当する理事が異なることから、部会と学会のとの情報交換、連携はどうするのか。」との質疑に対し、大森専務理事から「それぞれの事業活動報告を理事会で行うこととなっているので、組織的には理事同士の連携になるのではないかと。ただし、部会と学会は別と言っても、同じ学術部門に係る事業を推進することから、学会関係の委員、部会関係の委員がかなりオーバーラップすると思われるので、現実的な人的交流を含め連携は図れるものと考えて。」と回答された。

オ 委員から「部会と学会の双方が対立するようなことにならないようお願いしたい」との要望に対し、大森専務理事から「学会幹事会等で、理事会の状況、動向を逐次、報告し議論していく必要がある。」と回答された。

3 公益法人制度改革等を踏まえた学会（地区学会を含む）の組織と運営のあり方（説明・協議）

(1) 事務局から、「(1) 新公益法人制度移行を踏まえての学会の組織と事業運営見直しのポイント」について資料に沿って説明が行われた後、主に次のような協議がなされた。

ア 大森専務理事から「現在、年次大会は日獣の獣医学術学会事業の中で、一方、地区学会においては、担当する地方会により地区学会として運営・開催されているにもかかわらず、全く別の学会が独自で開催している内容となっている。これを実態に合わせ、年次大会は日獣事業、地区学会は担当地方会事業として位置付けることが、今後の公益認定申請に当たって必要不可欠である。今後は、地区学会の開催を担当する地方会が主催として経理し、地区を構成する他の地方会は拠出金等の支出をもって、当該年度の公益目的事業である地区学会事業を行ったという整理にしてはどうか。」との補足説明が行われた。

イ 委員から「年次大会と地区学会との関係はどうなるのか。」との質疑に対し、大森専務理事から「日獣の事業として地区学会を開催することはできないので、地区学会長が日獣学会の幹事に就任する等々の人の連携と地区学会の開催に関し、従来通り日獣から一定の助成を行うことで地区学会の運営支援を行っていくことで考えたい。」と回答された。

ウ 酒井委員長から「これまでの三学会があたかも独立して活動している形態をとっていたが、それを実態に合わせて位置付けたということである。また、学会への会員の参加形態についての説明を加える必要がある。」と発言がなされた。

エ 委員から「地区学会の開催は、地区を構成する会員のみ限定されるのか」との質疑に対し、大森専務理事から「この資料のポイントとして記載している会員の意味は、個々の獣医師会員のことでなく、団体会員制についての記載である。なお、公益目的事業を推進するに当たっては、地方獣医師会の会員外の獣医師であっても事業に参加できるような仕組みとする必要があるが、今まで実行してきた仕組みと何ら変わらない。」と回答された。

オ 委員から「学会という名称について、また、地区学会の開催担当地方会が毎年変わるにより会計処理がスムーズに動くのか。」との質疑に対し、大森専務理事から「学会担当理事を置くのであれば、日獣学会として一つにすることで三学会は必要ないとの議論もあったが、今までの各学会の歴史と経過、これまでの三学会での業績を評価された経緯もあることから三学会各学会の名称をそのまま残すということ、また、地区獣医師会連合会についても同様の理由等からフレームワークの中ではそのまま残すという考えに基づいて、このように提案した。会計については、今までやってきたことを明文化して、日獣学会は日獣に、地区学会は地区学会を担当する地方会にそれぞれ一元化することとした。ただし、一部の地区においては、会計を任意の組織である地区獣医師会連合会で処理しており、この場合公益目的事業として地方会の事業にカウントされないことから、今後、地方会事業とするための説明をしていかなければならない。」と回答された。また、「学会の名称」の意見に対して酒井委員長から、「学術集会や集会というよりも、学会という名称の方が、会員の意識の高揚、自己研鑽を奨励する上からもいいのではないか。」との発言がなされた。

(2) 事務局から、「(2)「学会」及び「地区学会」の位置づけと運営の考え方 ア 日本獣医師会学会運営規程(案)」について資料に沿って説明が行われた後、主に次のような協議がなされた。

ア 酒井委員長から「本案は、前委員会で議論を尽くしていただき、8月に中間取りまとめとして整理させていただき、その後いくつか修正を加えたが、基本的な考えは変えていない。」旨の発言がなされた。

イ 大森専務理事から「本日の議事2「日本獣医師会学会の組織及び事業運営の見直し検討の経過について」の中で、「部会」と「学会」の役割の案について、独自に事業を行えるよう、学会の役割にもう少し自由な部分があってもいいのではないか。」との発言に対して、第2条第1項第4号「その他、関連する獣医学術学会活動」の条文で読み込むことで理解願いたい。」と発言がされた。

ウ 委員から「第4条第1項第2号にある学会幹事の人数が現在の理事の数より減っているが、役員構成が大幅に変わるといえることか。各大学から幹事を推薦することは今後、行わないのか。」との質疑に対し、酒井委員長から「各大学から推薦された役員は、今日まで学会発表等の協力を仰いできた経緯があり、原案を増員する必要があるのではないか。」と発言がなされた。大森専務理事から「学会は大学が中心になって

活動してもらわなければならないので、大枠として20名以内としたらいかがか。」と提案がなされ、提案通り変更された。

エ 委員から「第2条第1項第4号の条文の中の「第1号から第3号に」の部分を削除した方がいいのではないか。」、「第2条の条文の中の「ただし、……」以下を削除した方がいいのではないか。」、「第6条第1項第1号の「学会正副会長会議」は、「正副会長会議の方がいいのではないか。」との意見が出され、意見通り修正された。

(3) 事務局から、「イ 獣医学術地区学会運営規程（案）」について資料に沿って説明が行われた後、主に次のような協議がなされた。

ア 委員から「本規程では、幹事の人数を定めないのであるか。」との質疑に対し、事務局から「地区を構成する地方会数が異なるので、その地区の状況に応じて幹事数を決定することとしたい。」と回答された。

イ 委員から「日獣が地区学会の規程を作成するのか。それとも模範を示して各地区に作成させるのか。」との質疑に対し、大森専務理事から「基本部分のみを本会から示し、その他はできるだけ地区の状況に応じた自由度の高い独自の規程を定めてほしい。」と回答された。

ウ 内藤副委員長から「地区で本規程を持つのか。それとも地方会で本規程を持つのか」との質疑に対し、大森専務理事から「地区学会は、日獣の地区制に基づく地方会で構成するため、本規程に基づき地区で運営いただくが、本規程の他に細部規程が必要な場合は、構成する地方会で協議し作成いただく。また、何年かに一回の地区学会の開催担当地方会となった場合の地方会地区学会運営規程のようなものを作成しておく必要があるのではないか。」と回答された。

エ 委員から「地区学会会長は、地区学会の開催担当地方会会長が就任し、地区学会の幹事は、地区学会会長が委嘱するとあるが、地区学会会長の任期が1年ごとに代わりとなると、任期の途中で学会長が代わるような時はどうなるか。」との質疑に対し、大森専務理事から「地区学会の担当地方会が代わっても学会長が二年の任期を務めることも可能であるし、一年で代わることも可能なような規程にしてある。地区の事情に合わせて決めていただいて構わない。」と回答された。

オ 委員から「学会の呼称について、学会名が先にきて、学会名の後に地区がつくようなネーミングが普通ではないか。」との発言に対し、大森専務理事から「〇〇地区学会会長が〇〇地区の学会を組織するという意味から、学会名の前に地区を先に付けたが、ネーミングの問題なので統一できれば後に地区を付けても問題はない。」と回答された。酒井委員長から「学会名のあとに〇〇地区を付けた方が座りがいいのではないか。」との発言がなされ、意見通り修正された。

カ 委員から「開催担当地方会会長が地区学会会長に就任し、地区学会会長を委嘱することになると学会の独自性がなくなるのではないか。また、地区大会との関係はどうなるのか。」との意見に対して、大森専務理事から「今までは、事業主体、責任の所在が曖昧なまま地区学会、大会を開催してきた。人事、会計経理の最終決定権はトップであるということが原則ではないか。日獣学会の主催、幹事の委嘱は日獣会長である山根会長が行う。地区学会も同様に規定しなければ、地方会事業として成立しない。地方会会長が学会会長に就任することに違和感を覚えるかもしれないが、規定上は明確にしなければならない。実質的にどうするかは別問題である。」と回答された。また、内藤副委員長から「地区においては、地区獣医師会連合会会長が会計の部分、地区の評議員会が学会の運営を行うといった二重構造になっていて一緒に議論する場がなかった。地区学会担当地方会の会長が地区学会会長に就任することで、お互いが真の学会運営等について議論できる場ができる。」と発言がなされた。

キ 委員から「地区学会会長というのはイベントの大会長のようなイメージではないか。学会の主催であり、日常的な学会活動は直接関与しないということではないか。」と発言がなされた。

ク 委員から「今まで評議員制を敷いていたが、新しい規程の中では従来の評議員はどの位置づけになるのか。」との質疑に対し、大森委員長から「従来の評議員という名称を地区学会幹事という名称に置き換えたと理解いただきたい。また、今までの地区学会と唯一異なる点は、三学会を束ねる地区学会会長が、開催担当地方会の会長であり、会長が最終責任をもって事業運営、会計経理のトップとして義務を果たすということであり、その他は各地区の三学会のそれぞれを統括するのは、各地区学会会長であり各学会の学術活動を統括するわけであるので、今までの運営方法を踏襲できるようなフレームワークになっている。」と回答された。

ケ 委員から「〇〇会長という呼称が多く出てくるため、なかなか理解できない。理解しやすい名称は付けられないか。」との意見に対し、大森専務理事から「事務局で検討する。」と回答された。

コ 委員から「第3条第3項は、地区学会に係る全体の事務を指すのか、学術集会の事務をさすのか。」との質問に対し、大森専務理事から「地区学会の事業というのは、獣医学術地区学会を含めた地区学会全ての事業を指す。」と回答された。

サ 委員から「第2条第1項第2号の中の「前号に」を削除した方がいいのではないか。」「第4条第5項において、「地区学会会長が指名する。」とあるが、「委嘱」にした方がいいのではないか。」との意見があり、意見通り修正された。また、「第1条の条文中に「第2条第5項」とあるが、「第6項」の誤りではないか。」との指摘があり、指摘通り修正された。

シ 酒井委員長から「基本的な事項については、本委員会でもとめなければならないが、地区学会はそれぞれの地区の経緯を持ってこれまで開催してきた。今回は、学会と獣医師会を形式上、一体化することが主題である。本委員会ではこれまでの検討の経過、今後の方向性等について説明いただき、委員各位の意見等を伺った。今後の方向性については、以上の内容で進めることよろしいか。」との確認が行われ、委員の了承を得た。

VI まとめ

酒井委員長から、「①本委員会において、今後の方向性については、原案通り進めることが確認された。②意見等が出された条文の修正等については事務局で取りまとめる。③各委員において、その他気付いた点や意見等があれば1週間以内に事務局に提出すること。④その取り扱いについては、委員長と副委員長に一任すること。⑤今後の課題の一つとして、日本獣医学会との連携について検討の必要がある。」旨がまとめられ、委員会を終了した。